

## ② 第一表の収入金額等と所得金額の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の5ページから11ページも併せてご覧ください。

提出先や申告年分などを書いてください。  
□□には「28」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー(個人番号)、氏名などを書いてください。  
なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治 1、大正 2  
昭和 3、平成 4

※ 「住所」以外の事業所や事務所・居所などの所在地を所轄する税務署に申告される方は、「住所(又は事業所・事務所・居所など)」欄の( )内の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。

なお、住所以外で申告をする場合、「郵便番号」欄は、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。

また、「平成 年」の空白に「29」と書き、平成29年1月1日現在の住所を書いてください。

申告の種類を表示します。

山林所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。

あなたが青色申告者の場合は、「青色」も「○」で囲みます。

平成28年分以降の確定申告書には、マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。

申告書作成後、押印します。

申告書B第一表(上部)

FA012

平成28年分(28)の確定申告書B

住所 Y市〇〇町1-10

氏名 大阪 太郎

生年月日 34.11.09

収入金額等 給与 6700000

所得金額 給与 4830000

合計 4830000

税務署から申告書用紙が送付されている方で、翌年以降、申告書用紙の送付が必要のない方は「○」に「○」を記入してください。

第三表⑨欄へ(12ページ)

### 収入金額等 所得金額

該当する各種所得の収入金額等と所得金額を書いてください。  
なお、事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」(青色申告の方は、「青色申告決算書」)に基づいて書いてください。  
この事例は、山林所得以外に給与所得がありますので、「給与所得の源泉徴収票」に基づいて書きます。  
書き方については、7ページで説明しています。

### 給与所得

給与所得の金額は、23ページの「3 給与所得金額の計算表」で求めることができます。

なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけである場合には、「給与所得の源泉徴収票」から転記できます。

※ 「給与所得者の特定支出控除」を受けられる方は、「給与所得者の特定支出控除について」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を参照してください。

平成28年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	Y市〇〇町1-10	受給者番号	
氏名	大阪 太郎	受給者生年月日	34.11.9
種別	給与・賞与	支払金額	6,700,000
		給与所得控除後の金額	4,830,000
		所得控除の合計額	1,440,000
		源泉徴収額	255,700
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(本人を除く。)	控除対象扶養親族の数(本人を除く。)
	380,000	0	0
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
580,000	50,000	50,000	
受給者生年月日	28	明大昭平年月日	34.11.9
住所(居所)又は所在地	F市△△町7-3-14	受給者生年月日	34.11.9
氏名又は名称	株式会社 ○○商事	受給者生年月日	34.11.9

### 公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「公的年金等の源泉徴収票」から、その「支払金額」欄の金額を「収入金額等」の「⑦雑(公的年金等)」欄に転記してください。

また、「所得金額」の「⑦雑」欄に記載する公的年金等の雑所得の金額は、23ページの「4 公的年金等の雑所得の金額の計算表」で求めることができます。

### 合計所得金額にご注意ください。

9ページで作成する第一表の「所得から差し引かれる金額」(所得控除額)は、あなたの平成28年分の合計所得金額に基づき、その控除額の計算や控除の適用の可否を判定するものがあります。

合計所得金額とは、左記第一表の「所得金額」[⑨合計]欄の金額に申告分離課税の所得金額(土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除前の金額)、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

この事例の場合の合計所得金額については、10ページを参照してください。

※ この源泉徴収票は、申告書の裏面ではなく「添付書類台紙」などに貼って申告書と一緒に提出してください。



### ③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の4ページも併せてご覧ください。

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

#### ○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

次の各種控除欄は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください。

#### ⑫ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金(これらについては、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付するか提示する必要があります。)、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

なお、源泉徴収票に記載された社会保険料等の額を書く場合には、第二表の「⑫社会保険料控除」の社会保険の種類別の欄に、「源泉徴収票のとおり」と書いてください。

#### ⑭ 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。

#### ⑮ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。

なお、⑭、⑮欄について、給与所得者が、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた金額と同じ場合には、第二表のそれぞれの欄に、「源泉徴収票のとおり」と書いてください。

申告書B第二表

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 Y市〇〇町1-10  
氏名 オオサカ タロウ 大阪 太郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与等の支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
給与	給料(株)〇〇商事	6,700,000	255,700
雑所得			255,700
合計			255,700

所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	金額
社会保険料控除	580,000
生命保険料控除	
地震保険料控除	
合計	580,000

所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	金額
雑損控除	
医療費控除	
社会保険料控除	580,000
生命保険料控除	
地震保険料控除	
合計	580,000

第一表⑭欄へ(13ページ)

#### ○ 住民税・事業税に関する事項

給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外(平成29年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「給与から差引き」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「自分で納付」の□に○を記入してください。

### ④ 第一表の 所得から差し引かれる金額 の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額 は、「平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の12ページから20ページで計算できます。

申告書B第一表(左下部)

所得から差し引かれる金額	金額
雑損控除	
医療費控除	
社会保険料控除	580,000
生命保険料控除	50,000
地震保険料控除	50,000
合計	1,060,000

この事例の場合、合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者特別控除」は適用できません。

「配偶者特別控除」の適用を受ける場合は、「1」を記入します(「配偶者控除」の適用を受ける場合は、記入の必要はありません。)

平成28年分 給与所得の源泉徴収票

Y市〇〇町1-10

オオサカ タロウ 大阪 太郎

項目	金額
給与・賞与	6,700,000
控除対象配偶者の有無	あり
配偶者特別控除の額	380,000
社会保険料等の金額	580,000
生命保険料の控除額	50,000
地震保険料の控除額	50,000
合計	1,060,000

「給与所得の源泉徴収票」からの転記  
この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されているので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から上のように転記することができます。

#### ⑳ 配偶者控除

あなたに控除対象配偶者がある場合に、一定の金額が控除されます。

- 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が38万円以下である方のことです。また、この配偶者控除の適用を受ける方は、次の「㉑配偶者特別控除」の適用を併せて受けることはできませんので、ご注意ください。控除額は以下のとおりです。

	控除額
一般の控除対象配偶者	380,000円
老人控除対象配偶者	480,000円

- 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和22年1月1日以前に生まれた方(年齢70歳以上の方)のことです。

#### ㉑ 配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。)の合計所得金額が38万円を超え76万円未満の場合には、その配偶者の合計所得金額に応じて、所定の金額(最高38万円)が控除されます。

配偶者特別控除額は、22ページの「2 配偶者特別控除額表」又は「平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の19ページを参照してください。

また、この配偶者特別控除の適用を受ける場合は、⑳～㉑欄の「区分」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。

なお、配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合には、この配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

この事例では、合計所得金額が1,000万円を超えているため、配偶者特別控除の適用は受けられません。

#### ㉒ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がある場合に、一定の金額が控除されます。

扶養控除の額は「平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の19ページを参照してください。

- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成13年1月1日以前に生まれた方(年齢16歳以上の方)のことです。

#### ㉓ 基礎控除

基礎控除の金額は、38万円です。



5 第三表の山林の **収入金額** や **所得金額** などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「山林所得収支内訳書(計算明細書)」から転記します。

特例適用条文

この事例では、「概算経費控除の特例」(措法30条)の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に「30」と書きます。  
 なお、条文の「項・号」について分からない場合は、その部分の記載を省略しても差し支えありません。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

平成 28 年分の 所得税及び復興特別所得税の 確定申告書(分離課税用) FA0036

住所: Y市〇〇町1-10  
 氏名: オオサカ タロウ 太郎

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算する際に使用するものです。

特例適用条文	法	項	号
○	30		

収入金額 (単位は円)

山林	25,000,000
所得金額	8,010,000

税金の計算

① 対応分	⑦ 対応分
② 対応分	⑧ 対応分
③ 対応分	⑨ 対応分
④ 対応分	⑩ 対応分
⑤ 対応分	⑪ 対応分
⑥ 対応分	⑫ 対応分
⑬ 対応分	⑭ 対応分
⑮ 対応分	⑯ 対応分
⑰ 対応分	⑱ 対応分
⑲ 対応分	⑳ 対応分
㉑ 対応分	㉒ 対応分
㉓ 対応分	㉔ 対応分
㉕ 対応分	㉖ 対応分
㉗ 対応分	㉘ 対応分
㉙ 対応分	㉚ 対応分
㉛ 対応分	㉜ 対応分
㉝ 対応分	㉞ 対応分
㉟ 対応分	㊱ 対応分
㊲ 対応分	㊳ 対応分
㊴ 対応分	㊵ 対応分
㊶ 対応分	㊷ 対応分
㊸ 対応分	㊹ 対応分
㊺ 対応分	㊻ 対応分
㊼ 対応分	㊽ 対応分
㊾ 対応分	㊿ 対応分

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額(収入金額-必要経費)	特別控除額
合計				

○ 分離課税の上場株式等の配当所得に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額	配当所得に係る負債の利子	差引金額
合計			

住所、氏名などを書いてください。

なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額

「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「①譲渡価額の総額(収入金額)」のA欄に記載した金額を右のように転記します。

所得金額

「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「⑱山林所得金額」のB欄に記載した金額を右のように転記します。

なお、この山林所得の金額が赤字の場合には、他の各種所得の金額(土地建物等の譲渡による譲渡所得の金額、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額などを除きます。)の黒字からその赤字を控除することができます(損益通算)。

損益通算は、その所得によって通算する順序が決まっていますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

また、赤字の所得が数多くある場合には、「損益の通算の計算書」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を使用して計算することもできます。

合計所得金額 (7ページ参照)

山林所得がある場合の合計所得金額は、次のイとロの合計額です。

イ 第一表の **所得金額** 「⑨合計」欄の金額

ロ 「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「⑱山林所得金額」B欄の金額(又は第三表の **所得金額** 「⑳山林」欄の金額)

イ + ロ = 合計所得金額

この事例では、次のようになります。

(イの金額) (ロの金額) (合計所得金額)  
 4,830,000円 + 8,010,000円 = 12,840,000円

山林所得収支内訳書(計算明細書)	譲渡者 住所 Y市〇〇町1-10	氏名 (フリガナ) オオサカ タロウ 太郎	電話番号 (×××) △△△-〇〇〇〇
	関与住所	氏名	電話番号 ( )
特例適用条文	合計	内訳	
山林の所在地番		措法 30 条	措法 条
面積		K市〇〇町××1228	
皆伐・間伐の区分		ヘクタール 3.2	皆伐・間伐
樹種		杉	60年
樹齢		ひのき	80年
本数		3,000	本
数量			m <sup>2</sup>
住所又は所在地		K市〇〇町××1-2-3	
氏名又は名称		〇〇製材(株)	
譲渡した年月日		28年11月14日	年 月 日
譲渡山林を植林・購入した時期			年 月 日
譲渡価額の総額(収入金額)	① A 25,000,000円	25,000,000円	円
伐採費、運搬費、譲渡費用の額	② 7,980,000円	7,980,000円	円
専従者控除額のうち②に相当する部分の金額	③		円
計(②+③)	④ 7,980,000円	7,980,000円	円
差引(①-④)	⑤ 17,020,000円	17,020,000円	円
概算経費率による場合	⑥ 8,510,000円	8,510,000円	円
概算経費率による場合	⑦		円
管理費その他の育成費用	⑧		円
③以外の専従者控除額	⑨		円
計(⑦+⑧+⑨)	⑩		円
被災事業用資産の損失の金額(保険金等で補填される部分を除く。)	⑪		円
必要経費(④+⑥又は⑩+⑪)	⑫ 16,490,000円	16,490,000円	円
森林計画特別控除(注1)	⑬		円
収入金額基準額	⑭		円
所得基準額	⑮		円
⑭と⑮のうち低い方の金額	⑯		円
差引金額(⑫-⑯又は⑬)	⑰ 8,510,000円	8,510,000円	円
特別控除額	⑱ 500,000円		円
山林所得金額	⑳ B 8,010,000円		円

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。  
 2 ⑤の金額が2,000万円以下のときは「⑤×20%」、⑤の金額が2,000万円超のときは「⑤×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。

6 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

第一表の所得金額「⑨合計」欄に記載した金額(6ページ参照)と所得から差し引かれる金額「②⑤合計」欄に記載した金額(9ページ参照)を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑨欄の金額 - ②⑤欄の金額 = A として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦⑧欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。  
次に⑤⑨欄から⑥⑨欄までの金額を、対応する⑦⑧欄から⑦⑧欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については原則として、⑤⑨欄から⑥⑨欄までの金額から順次差し引いてください。  
次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑧欄から⑦⑧欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含まれます)は記入の必要はありません。

この事例の場合、②⑤欄の金額(1,060,000円)が⑨欄の金額(4,830,000円)から引ききれれていますから、その残額である3,770,000円を⑦⑧欄に書き、⑥⑧欄の金額は、そのまま⑦⑧欄に転記します。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

23ページの「5 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。  
この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑦⑧欄) 所得税の税率 控除額 総合課税の所得金額に対する税額  
3,770,000円 × 0.2 - 427,500円 = 326,500円 (⑦⑧欄に書きます。)

分離課税の所得金額に対する税額

22ページの「1 山林所得に対する所得税の税額表」を参照してください。

課税される所得金額(⑦⑧欄) 所得税の税率 山林所得金額に対する税額  
8,010,000円 × 0.05 = 400,500円 (⑧④欄に書きます。)

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

短期譲渡	一般分	⑤⑨	
短期譲渡	軽減分	⑥⑩	
長期譲渡	一般分	⑥⑪	
長期譲渡	特定分	⑥⑫	
長期譲渡	軽減分	⑥⑬	
一般株式等の譲渡		⑥⑭	
上場株式等の譲渡		⑥⑮	
上場株式等の配当等		⑥⑯	
先物取引		⑥⑰	
山林		⑥⑱	8010000
退職		⑥㉑	
総合課税の合計額	(申告書第一表の⑨)	⑨	4830000
所得から差し引かれる金額	(申告書第一表の②⑤)	②⑤	1060000
課税される所得金額		⑦	3770000
⑨⑨ 対応分		⑦⑧	000
⑥⑩⑬ 対応分		⑦⑧	000
⑥⑭⑯ 対応分		⑦⑧	000
⑥⑰ 対応分		⑦⑧	000
⑥⑱ 対応分		⑦⑧	8010000
⑥㉑ 対応分		⑦⑧	000
税金の計算		⑧	400500
⑦⑧から⑧④までの合計	(申告書第一表の⑧④に転記)	⑧④	727000

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

⑦⑧ 対応分	⑦⑧	326500	
⑦⑨ 対応分	⑦⑨		
⑦⑩ 対応分	⑦⑩		
⑦⑪ 対応分	⑦⑪		
⑦⑫ 対応分	⑦⑫		
⑦⑬ 対応分	⑦⑬		
⑦⑭ 対応分	⑦⑭		
⑦⑮ 対応分	⑦⑮		
⑦⑯ 対応分	⑦⑯		
⑦⑰ 対応分	⑦⑰		
⑦⑱ 対応分	⑦⑱		
⑦㉑ 対応分	⑦㉑		
⑦㉒から⑦㉔までの合計	(申告書第一表の⑦㉒に転記)	⑦㉒	727000

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

作成に当たっては、「平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の21ページから25ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表(右部)

課税される所得金額	②⑥	000
上の②⑥に対する税額	②⑦	727000
配当控除	②⑧	
(特定増改築等)区分	②⑨	
住宅借入金等特別控除	②⑩	
政党等寄附金等特別控除	②⑪	
住宅耐震改修特別控除	②⑫	
新築等特別控除	②⑬	
差引所得税額	②⑭	727000
災害減免額	②⑮	
再差引所得税額(基準所得税額)	②⑯	727000
復興特別所得税額(②⑯×2.1%)	②⑰	15267
所得税及び復興特別所得税の額(②⑯+②⑰)	②⑱	742267
外国税額控除	②⑲	
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	②⑳	255700
所得税及び復興特別所得税の申告納税額(②㉑-②㉒)	②㉑	486500
所得税及び復興特別所得税の予定納税額(第1期分・第2期分)	②㉒	
所得税及び復興特別所得税の納める税金	②㉓	486500
運付される税金	②㉔	△
配偶者の合計所得金額	②㉕	
専従者給与(控除)額の合計額	②㉖	
青色申告特別控除額	②㉗	
所得-一時所得等の所得及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	②㉘	
未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	②㉙	
本年分で差し引く繰越損失額	②㉚	
平均課税対象金額	②㉛	
変動・臨時所得金額	②㉜	
申告期限までに納付する金額	②㉝	000
延納届出額	②㉞	000

転記します。

**延納の届出**  
第一表の「②㉓納める税金」の2分の1以上の金額を平成29年3月15日(水)までに納付することにより、その残額を、平成29年5月31日(水)まで延納することができます。  
なお、延納期間中は利子税がかかります。

「②⑧配当控除」、「②⑩(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」、「②⑪~②⑬政党等寄附金等特別控除」、「②⑭~②⑯住宅耐震改修特別控除等」などの所得税額から控除される金額がある場合に書いてください。

**③⑧ 差引所得税額**  
②⑦欄に転記した税額から②⑧欄、②⑨欄、②⑩欄、②⑪~②⑬欄、②⑭~②⑯欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

**④① 再差引所得税額(基準所得税額)**  
③⑧欄の金額から「③⑨災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

**④② 復興特別所得税額、**  
**④③ 所得税及び復興特別所得税の額**  
④①欄の金額に2.1%を乗じた金額を④②欄に書いてください。  
また、④①欄の金額と④②欄の金額の合計額を④③欄に書いてください。

**④④ 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額**  
第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④④ 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(8ページ参照)。

**④⑤ 所得税及び復興特別所得税の申告納税額**  
④③欄の金額から「④⑤外国税額控除」、「④④ 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。  
黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。  
赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。